

# 『甲骨文編』における大文字域の分析

鈴木 敦

## はじめに

筆者は先に甲骨文字の文字域研究<sup>(1)</sup>の出發點として、現行の最も權威ある甲骨文字字形表である『甲骨文編』<sup>(2)</sup>に検討を加え、るべき甲骨文字字形表が踏まえておくべき條件の大枠について整理した<sup>(3)</sup>。その上で、『文編』が設定している文字域群の中から、特に大文字域を構成するものを取り上げて現状を整理し、一覽表（以下「現状表」）にまとめた<sup>(4)</sup>。本稿では、その成果を踏まえて『文編』の大文字域が内包する諸問題を分析する。

ことさらに大文字域を取り上げたのは、『文編』における文字域概念に關わる諸問題は大文字域に最も顯著に現れるものであり、その検討によって「るべき甲骨文字字形表」の要件を追求しうとの認識に基づく。事實、今回の分析を通じて、大文字域には論考1で提示した問題の全てが含まれていることが確認された<sup>(5)</sup>。従って、本稿は主として大文字域に對して分析を進めるものであるが、大文字域だけに止まらず『文編』の文字域全般を視野に入れた検討を企圖したものである。

ところで、論考1で提示した諸問題は、いずれも本稿の分析作業に複雑に絡んでくる。このうち、「『文編』における出典表記と重載文字の問題」については、既に對象を大文字域に限定せず『文編』全體を視野に入れた整理を行った<sup>(6)</sup>。同様に「字例選擇の前提としてのセリエーション把握の重要性」並びに「『文編』における字例の選擇方法」については、對象を文字域「菁」に限定した上で、基礎的な分析を行っている<sup>(7)</sup>。そこで、本稿ではこれらの問題に關する言及は必要最低限に止め、「水」系の諸字（後述）を例に、主として文字域（文字域内小分類を含む）の設定法と配列法に關する問題から、「るべき甲骨文字字形表」の要件について述べることとする。

## I :『文編』における文字域設定方法並びに現状表の構成の確認

分析に先立ち、『文編』における文字域設定方法並びに分析表の構成を確認しておく<sup>(8)</sup>。

### 1 :『文編』における文字域設定方法

『文編』における文字域の設定方法は、その「編輯凡例」及び各文字域の現状から大約以下のように想定される。

#### ①甲骨文字の結體に基づくグループ化

各種の著録から模寫された甲骨文字を、結體を同じくするものごとにグループ化し、以下の作業の基本単位（以下「基礎文字群」）とする。

#### ② D.T.<sup>(9)</sup>による隸定

①に對してD.T.による隸定を試み、隸定可能なもの（以下「A群」）と不可能なもの

(以下「B群」と分類する。

③ D.T.による『説文』見出し字への比定

a: ②のA群を対象にD.T.の結果と『説文』の見出し字とを対比する。整合するものは『説文』に倣って小篆で見出し字を記し、該当する基礎文字群をその下に集める。

以下の諸段階に該当する基礎文字群が存在しないケースでは、これがそのまま文字域となる。

b: ③-aとは若干筆画を異にするものの同一字と判断される基礎文字群が存在する場合には、③-aの基礎文字群の後ろに、改行して當該基礎文字群を集める。同一見出し字の下に當該基礎文字群が複数存在する場合には、その都度改行した上で並べてゆく。

この結果、同一の見出し字の下に結體を異にする複数の基礎文字群が並列することとなって「大文字域」が成立し、並列する各基礎文字群は「文字域内小分類」となる。

④ D.T.による『説文』或體等への比定

D.T.によっては『説文』の見出し字と一致しないが、『説文』所收の或體等と一致する基礎文字群は、その旨を記した上で上記③に準ずる方法(④-a・④-b)により小篆の見出し字の下に集める。

⑤ M.C.T.による『説文』見出し字への比定

D.T.によっては上記③・④のいずれにも合致しないものの、M.C.T.によって『説文』の見出し字に比定できるものについては、上記③に準ずる方法(⑤-a・⑤-b)で小篆の見出し字の下に集める。その際、「某氏釋～」・「卜辭用某爲某」・「从某」等として論據を明記する。別個に行ったM.C.T.の結果が同一見出し字の下に並存する場合は、改行の上「或从某」として論據を示す。

⑥『説文』編次による配列

②～⑤の結果成立した文字群を、『説文』の編次に準據して配列する。

⑦上記②～⑤に該当しないA群所屬の基礎文字群の處理

D.T.によって文字全體の楷書化が可能であるが、②～⑤のいずれによても『説文』中に該当する見出し字を比定し得ない基礎文字群については、D.T.の結果を楷書で記して見出し字とする。必要に応じて③-bに相當する作業を行った上で(⑦-a・⑦-b)「从某」等として部首を明記し、これに基づき⑥の間の然るべき箇所に插入していく。その際、D.T.の結果は若干異なるものの同一見出し字の下に集めるべきと判断される基礎文字群が存在する場合には、⑤に準じて「或从某」と表記し改行した上で、同一見出し字の下に集める。

⑧「重見」文字域の一本化

①～⑦の結果、一つの文字域又は文字域内小分類が複数の見出し字に對應している場合には、一つの見出し字の下に文字群を統合する。この結果相當する文字群を失った文字域又は文字域内小分類には、代表例を一字だけ收め、統合した文字域の見出し字を「重

「見某下」という書式で明示する。

#### ⑨文編番号の付與

②～⑧の結果配列された文字群に對し、「一見出し字一番號・0001からの四桁の通し番號」（以下、「文編番號」）を付與し、卷一～十四からなる正編とする。

#### ⑩合文の處理

合文は、⑦に準じて見出し字ごとにまとめた上で合文編に收め、同様に2001からの通し番號で文編番號を付與する。

#### ⑪B群の處理

B群に屬するもの、すなわち結體の一部又は全部が楷書化不能の基礎文字群は見出し字を立てない。必要に應じて③-bに相當する作業を行った上で『説文』の配列を意識しつつ竝べ、同様に3001からの通し番號で文編番號を付與し、附録上編とする。

#### ⑫修正情報の處理

定稿後の校改によって正編竝びに附録上編より除外された文字及び定稿後に追加された文字については、見出し字を付けずに附録下編に列記し、必要に應じて③-bに相當する作業を行った上で附録上編からの通し番號で文編番號を付與する。

### 2：現状表の構成

現状表の構成を略記すれば、以下のとくなる<sup>(10)</sup>。

- ・「番號」欄：當該文字域の文編番號を記す。
- ・「小分類」欄：文字域内小分類を行単位で示す。
- ・「對象」欄：表記に混亂があり行単位になつてないものについて、該當する文字例を『文編』の出典表記に従つて示す。
- ・「根據」欄：當該文字群が文字域内小分類と判断される根據を、以下の略號で示す。

O：大文字域の先頭行

A：改行

偶々行末まで文字例が羅列されている場合でも、收載文字群の結體等から改行の意圖が明確に看取できるものはこれに含める。

B：「或从～」等の論據の提示

C：上記三項目以外の根據

- ・「記載」欄：「根據」欄のB・Cについて、具體的な内容を略記する。
- ・「方法」欄：Iに記した『文編』における文字域設定方法①～⑫から、該當する番號を記す。
- ・「備考」欄：必要に應じて、筆者の見解を略記する。

### II：『文編』における「水」系諸字の字形別収載状況

#### 1：「水」系諸字の定義

本稿で検討対象とする「水」系の諸字とは、「『文編』編者が、當該甲骨文字の字形に『水』系の構成要素を含むとみなしていると判断されるもの」を指す。

編者の意圖を判断する上で第一の指針となるのは、構成要素としてではなく單體で一字として文字域を立てられ、「水」系の釋を與えられているものである。具體的には文字域1265(水)・1344(林)・1346(川)が相當する。

第二の指針となるのは、各文字域に付された見出し字の構成要素である。即ち、小篆であれ楷書體であれ、見出し字の構成要素に「水」・「林」・「川」が含まれていることがこれに當る。

第三の指針は、字例の下に時として付される「从～」等の記載である。基本的に第二の指針と一致すべきものであるが、時に食い違いも見られる。

以上のことから、本稿の検討対象となる文字域の母集團は、自ずと『文編』の正編所収分すなわち文字域0001～1723に絞られることになる。

なお、文字域0825(游)の如く、M.C.T.の結果として「水」を含む見出し字に比定されているが、甲骨文字自體には「水」を示す構成要素が存在しないケースは對象外とする。反対に文字域0632(盆)の如く、甲骨文字の字形としては「水」系の諸字形と見なしうるものでも、『文編』編者が「水」系以外の字形と解釋しているケースも對象外とする<sup>(11)</sup>。また、文字域0015内の「沮」の如く單に重見指示のためにのみ記されたものや、同0476内の『小屯・殷虛文字乙編』2592<sup>(12)</sup>の如く編輯上の明らかなミスによる重載字例は、それぞれ對應先の文字域に一本化して扱う。

## 2：構成要素としての「水」の諸形態

上記の定義に合致する文字域は、都合102文字域を數える。指針に照らしてまず三系統に分類した上で、さらに構成要素の形態に基づいて細分すれば、以下の如くなろう（圖1）。

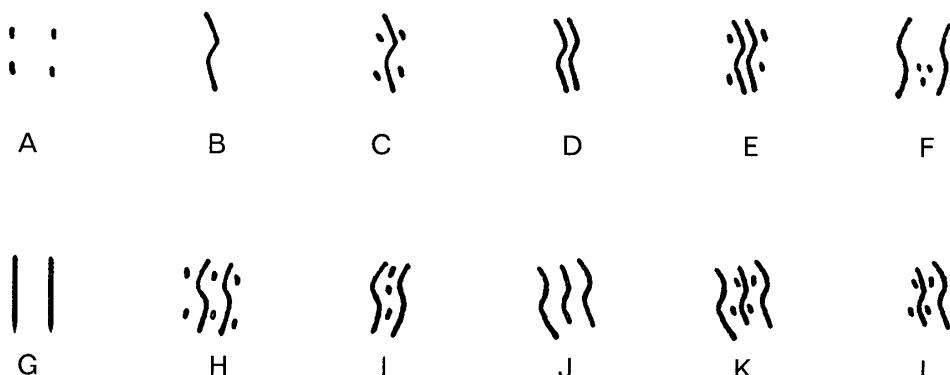


図1：構成要素としての「水」系の諸形態

### ①狭義の「水」系諸字

A：點<sup>(13)</sup>

B：一本の波線

C：一本の波線+點

D：二本の波線

E：二本の波線+左右のみに點

F：二本の波線+中に縦一列をなさない點

② 「林」系諸字

G：二本の直線

H：二本の波線+左・中・右に點

③ 「川」系諸字

I：二本の波線+中央に縦一列に點

J：三本の波線

K：三本の波線+間に縦一列に點

L：二本の波線+間及び左右いずれかに縦一列に點

なお、本稿で單に「『水』系諸字」と稱する場合は、上記①・②・③の總體としての「廣義の『水』系諸字」を指すこととする。

3：『文編』における「水」系諸字の字形別収載状況

「水」系諸字の字形別収載状況を、表1に示す。

表1：『文編』における「水」系諸字の字形別収載状況

凡例

1：「番號」欄

當該文字域の文編番號を記す。

2：「字形」欄

各文字域に収載されている字形を「○」で記す。「A」～「L」は、上記の各形に對應する。「0」は、構成要素として「水」を持たない字形も収載されていることを示す。

3：「配列」欄

2の各字形の配列状況を示す。それぞれの定義は以下の通りである。

序：大文字域をなし、文字域内小分類の配列に字形別に何らかの順序が見出せるもの。

亂：大文字域をなし、文字域内小分類の配列に字形別に何らかの順序が見出せないもの。

－：大文字域をなすが、字形數と字例數が同一のため、字形別の配列順序に混亂を生ずる餘地が無いもの。

單：大文字域をなさず、字形別の配列順序に混亂を生ずる餘地が無いもの。

4：「配列状況」欄

3で「序」とされたものについて、具體的な配列順序を「A → B」の如く記す。

また「序」・「－」とされたものについて、字形の變わり目で改行していない場合は「改行せず」と記す。なお「亂」については、もとより「字形の變わり目」という意識が存

在せず、改行していないことは自明であるので、特に記さない。

### 5:「備考」欄

その他、特記すべきことがあれば記す。

### 6:網掛け

『文編』の見出し字に對應する字形を網掛けで示す。「○」が網掛けの範圍内に記されている場合は D.T. と見出し字が一致していることを、網掛けの範圍外に記されている場合はズレがあることを意味する。

表1:『文編』における「水」系諸字の字形別収載状況

番號	字 形													配列	配列状況	備 考
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	O			
0049	○												○	亂		
0128			○											單		
0222			○											單		
0225		○												單		
0248			○						○	○	○			亂		
0494		○											○	序		
0628	○		○											亂		
0629	○													單		
0630	○												○	亂		
0631	○												○	序	0→A。改行せず	
0889	○	○	○	○	○								○	亂		
1057	○			○									○	序	0→E→A。E→A 間改行せず	
1159			○											單		
1265			○	○										序	C→E。改行せず	「水」
1266	○	○	○					○			○			亂		
1267		○	○											一	B→C。改行せず	
1268		○	○											一	B→C。改行せず	
1269		○												單		
1270			○	○										亂		
1271				○	○									一	改行せず	「丛林」とし、F を「林」に當てる
1272		○												單		
1273		○												單		
1274					○									單		「丛林」とし、F を「林」に當てる
1275		○	○	○	○									亂		「丛林」とし、F を「林」に當てる
1276	○				○									序	G→A。改行せず	
1277	○													單		
1278		○												單		
1279		○												單		
1280		○												單		
1281		○				○								一	改行せず	
1282		○												單		

番號	字 形												配列	配列状況	備 考
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L			
1283									○				單		「从口水」とし、I を「水」に當てる
1284						○							單		
1285	○												單		
1286			○										單		
1287	○												單		
1288	○												單		
1289	○												單		
1290	○									○			亂		
1291	○			○									一	改行せず	
1292	○	○	○			○							亂		
1293		○											單		
1294	○												單		
1295	○												單		
1296	○	○											序	B→A。改行せず	
1297				○		○							亂		
1298	○	○											序	B→C。改行せず	
1299	○	○	○										序	B→A→C。改行 せず	
1300	○												單		
1301		○											單		
1302	○												單		
1303	○												單		
1304	○									○			一	0→A	
1305	○												單		
1306					○								單		
1307		○											單		
1308			○										單		
1309			○										單		
1310		○	○	○									亂		
1311		○	○										亂		
1312	○												單		
1313	○												單		
1314	○												單		
1315	○												單		
1316	○												單		
1317		○											單		
1318			○										單		
1319			○										單		
1320			○										單		
1321		○	○	○					○				亂		
1322			○										單		
1323	○	○	○										亂		
1324				○									單		
1325	○		○										序	C→A。改行せず	
1326	○												單		
1327	○												單		
1328				○									單		「从林」とし、D を「林」に當てる

番號	字 形												配列	配列状況	備 考
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L			
1329		○											單		
1330		○											單		
1331		○	○										序	B→C。改行せず	
1332		○											單		
1333		○											單		
1334		○											單		
1335			○										單		
1336		○	○										亂		
1337			○	○		○							亂		「丛林」とし、Fを「林」に當てる
1338				○									單		
1339		○											單		
1340			○										單		
1341			○										單		
1342		○	○	○									亂		
1343		○											單		
1344						○							單		「林」
1345		○	○	○		○		○	○				亂		
1346							○	○	○				亂		「川」
1347	○		○										序	C→A。改行せず	
1349		○		○									亂		
1350								○					單		
1377		○	○	○	○	○					○		亂		
1489								○					單		
1495	○												單		
1710			○	○									—	D→C。改行せず	

### III :『文編』における「水」系諸字の文字域設定法並びに配列法の分析

#### 1 : 狹義の「水」系諸字 (A~F)

前述の第一の指針に基づき、このグループの指標となる文字域は1265（水）である（圖2-1）。

文字域1265は、二つの字形からなる。すなわち、D.T.で見出し字に比定される（すなわち本稿のI-1に記した文字域設定方法の③-a) Cと、Cとは若干筆画を異にするものの同一字と判断される（同・③-b) Eである。文字域1265はEの冒頭で改行を行っていないが、一方でEの字形は當該文字域の最後にまとめて記されており、兩者を異なる字形として區別しようとする意識は見て取れる。

第二・第三の指標に基づき、このグループに屬すと判断される構成要素には、C・Eの他にA・B・D・Fがある。

構成要素としてA～Fを含む字形からなる文字域は、多數存在する。その中で、0049・0248・1057・1345・1347・1349の6文字域は見出し字に「水」が含まれていない。この6文字域はいずれも大文字域をなす。前三者は、D.T.では「水」を含まない字形が主體をなす大文字域内にM.C.T.を介して組み込まれた、例外的ないし少數派の字形である。中二者もま

 1346	 1344	 1265
3	2	1
「水」 水泉 甲九〇・三洹 水于妣庚	「林」 甲二四九一 其告水于上甲 河六六五 輔仁九〇 存下一五〇 寧遠一四八三 水審	「川」 甲三八二四 鐵一四・三 鐵九九・四 五七七 東于坐水 前二・四・三 洪前四・一・二・七 前四・一・三・五 前五・五 後二・三・四 截四〇・一・二 失九二一 粹一四八 前四・一・三・三 前八・六・三 前八・一・二・四 月後二・二・四・一 月後二・二・四・一 甲一六四七 乙五八二五 册二九四八 佚七二七

図2:「水」・「林」・「川」

たM.C.T.が介在してD.T.とは異なる見出し字を宛われている。後者は字形変遷の結果として生まれた少數派である。すなわち、いずれも當該文字の字形そのものに對する判断とは異なる要素が絡んだ結果生じた例外的なケースと判断される。

## 2:「林」系諸字 (G・H)

第一の指針に基づき、このグループの指標となる文字域は1344(林)である(圖2-2)。

文字域1344は、Hの字形のみからなり大文字域をなさない。D.T. (③-a) で見出し字に比定されている。Hは単體でのみ存在する。換言すれば、構成要素としてHを含む文字域は存在しない。

第二・第三の指標に基づきこのグループに属すと判断される構成要素は、Gのみである。

構成要素としてGを含む文字域は1345である。ただし、當該文字域に収められた26の字例の内譯は、M.C.T.を介在させて宛われた狭義の「水」系諸字が22例で壓倒的多數を占め、同じくM.C.T.を介して宛われた「川」系諸字がこれに次ぐ。D.T.で比定され、本來當該文字域の主體をなすべき「林」系諸字の字例は、僅か1例に過ぎない。しかも、この唯一の「林」系字例（『殷契佚存』830）<sup>(14)</sup>は、二本の直線の間に「足」を縦一列に三個配している。D.T.で當該見出し字に比定するには無理のある字形である<sup>(15)</sup>。

### 3：「川」系諸字（I～L）

第一の指針に基づきこのグループの指標となる文字域は1346（川）である（圖2-3）。

文字域1346は、I・J・Kの三つの字形からなる。いずれもD.T.による比定である。このうち文字域設定方法の③-aに該當する字形はJであり、I・Kは③-bに相當する。當該文字域はI・J・Kの三字形をランダムに配列しており、それを文字域内小分類として區別しようとする意圖は読み取れない。

第二・第三の指標に基づきこのグループに属すと判断される構成要素には、I・J・Kの他にLがある。

構成要素としてI～Lを含む字形からなる文字域は、0248・1350・1489のみである。なお、文字域1347～1349<sup>(16)</sup>は、見出し字には「川」系の諸字が立てられているがM.C.T.が介在しており、所収の字例に「川」系諸字は含まれていない。

### 4：「水」系諸字の文字域設定に見る編者の意圖と混亂

以下に、「水」系諸字の文字域設定の現状から歸納される「編者の意圖」と「混亂」の状況を列記し、その原因を考える。

#### ①字形の辨別レベル

上記三系統の指標となる文字域1265・1344・1346においては、互いの字形が混在することはない。すなわち文字域1265をなす二つの字形CとEが文字域1344・1346にも含まれるといった例は皆無である。これは、甲骨文字字形表たる『文編』において、各字形を峻別しようという編者の意圖を明確に反映したものとみなせよう。

字形表である以上、まずは「異なる字形」ごとに逐一グルーピングしなければならない。「字形の相違」は「結體の相違」と言い換えられるが、どのレベルまでの相違を有意の差異とみなすかの判断は、必ずしも容易ではない。もとより人間が手書した文字であるから、最終的には人間の感覚に據って妥当なレベルを設定せざるを得ない。例えば本稿では「一本の波線」をB、「一本の波線+點」をCとして區別している。大方の賛同を得られる區分と思う。ではCについて「點の數」の相違に基づき、さらにC1・C2...と區別することが字形辨別の

必要上妥当かといえば、答えは否であろう。『文編』編者もまた同様に、自らが妥当と考える辨別レベルを設定したに相違ない。

當然ながら、一見してかけ離れた形態を持つ文字および構成要素間の分類においては、取り立てて辨別レベルを設定する必要はない。辨別レベルが問題になるのは、「水」系の諸字の如く形態が比較的似通っている（以下、「同系統」と稱す）文字および構成要素間で辨別を行う場合である。その際重要なのは、設定した辨別レベルが検討対象となる諸字形・各文字域に對して統一的に適用されなければならないことである。

しかし『文編』の現状を見ると、文字域ごとに「妥当な辨別レベル」にかなりの動搖があると言わざるをえない。再度、文字域1265・1344・1346を見てみたい（圖2）。

『文編』において文字域を異にすることは、編者が當該文字相互の字形に最も大きな差異を認めたことを意味する。従って「C・E」と「H」と「I・J・K」の三者間には、字形上極めて明確な線引きがなされていることになる。その中で字形的に共通点の多いEとHとIの差異は、詰まるところ「點の（數ではなく）配置」ということになる。

次に、同一文字域の内部における區分を見てみたい。

文字域1265はCとEの二種類の字形を持つ。改行はされていないが、CとEの字例は混在することなくC→Eの順に配列されていることから、『文編』編者は字形上の差異を認めていと判断される。CとEの差異は「波線の數」である。

一方、文字域1346にはI・J・Kの三種類の字形が含まれるが、三者は完全に混在しており、『文編』編者による辨別の意圖は全く読み取れない。三者は「點の（配置以上に大きな差異である）有無」と「波線の數」を異にしている。單純に「形態上の差異」だけを比較すれば、文字域1265・1344・1346を區分する差異よりもよほど大きいと思われる差異が、文字域1346内部での區分では無視されていると言えよう。

純粹に形態上の差異に基づいて「妥当な辨別レベル」が設定され、かつそれが具體的な編輯作業の過程で「統一的に適用」されていればあり得ない混亂を呈していると言わざるをえない。

## ②同一構成要素に對する扱い

①の延長上にあるものとして、同一の構成要素でありながら文字域間でその扱いが不統一になるという問題も挙げられる。即ち、

- ・狭義の「水」系に分類されるC・E(並びにその略體と判断されるA・B・D及びこの系統に屬するF)
  - ・「林」系のH(並びにこの系統に屬するG)
  - ・「川」系のI・J・K(並びにこの系統に屬するL)
- の三者は、本來は混在させないことが意圖されていた。しかし、實際には
- ・狭義の「水」系に「川」系が混入：1266・1283・1321・1345・1349<sup>(17)</sup>
  - ・「川」系に狭義の「水」系が混入：0248

という不統一を生じている。

### ③見出し字と甲骨文字の字形の整合

見出し字は、言うまでもなく『文編』利用者が必要な字形を検索するための手がかりとして付されたものである。従って、本來當該文字域に収められている甲骨文字の字形を正確に反映していかなければならない。しかし既に記したように、實際には見出し字の字形と當該甲骨文字の字形とが合致しない例が散見する。甲骨文字字形表として、重大な欠陥と言わざるをえない。

### ④「从～」による指定の統一性

③に關連して、字例の下に付した「从～」によって指定した系統と見出し字の系統が食い違うという問題も散見する。即ち、

- ・付記では「从林」とするが、見出し字及び甲骨文字の字形は狭義の「水」系：

1271（當該構成要素はF）・1274（同F）・1275（同F）・1328（同D）・1337（同F）

という混亂である。いずれも「从～」による指定が不適切であることが原因である。しかもDは文字域1324等において、Fは同1306等において、いずれもわざわざ「从水」としており、自己矛盾に陥っている。

### ⑤混亂の原因

以上、①～④で指摘した混亂の原因是、以下の二種に大別できよう。

a：編輯方針に起因する必然的なもの… 上記①・②・③が該當

b：編輯作業上の疎漏によるもの … 同 ①・④が該當

aで問題となる「編輯方針」とは、詰まるところ「D.T.による比定を原則とするが、必要に應じてM.C.T.も併用する」ということに他ならない。すなわち、「形態上の差異に基づく辨別」が求められる字形表に、「特定の字義を有する見出し字への比定」という要求が加わったことにある。換言すれば、本來文字域辨別のための単なる識別記号としての地位に留まるべきであった見出し字が、古文字研究の基本文献である『説文解字』に基づいて立てられた結果、編者にとって「字形表としての字形の辨別」と「釋讀機能を付與させるための隸定」との間で、時として事の輕重が逆轉してしまったことにあると考えられる<sup>(18)</sup>。

bについては様々な局面で様々な状況が想定しうる。ここでは④について述べる。

DとFの形態は「二本の波線」という點で一致している。『文編』の編纂という事業の規模に鑑みれば、採字作業の擔當者は多數に上ったと考えるのが自然である。加えて、字例の収集段階においては、上述の3系統の區分はまだ確定していなかったと思われる。その結果、「二本の波線」を「水」と釋して採字する者と「林」と釋して採字する者がいたであろうことは想像に難くない。本來ならば、上述の三系統の區分が確立し、構成要素としてD・Fを含む諸字が狭義の「水」系の文字として「水」を部首とする見出し字に比定されることになった段階で、「从林」とされていたものも「从水」に改められるべき所である。しかし、編輯作業に何らかの疎漏があり、見出し字は狭義の「水」系の諸字に統一されたものの「从～」部

分の統一が見落とされたのではないだろうか。

### 5：「水」系諸字の文字域内配列に見る編者の意圖と混亂

4と同様に「水」系諸字の文字域内配列についても、現状から歸納される「編者の意圖」と「混亂」の状況を記し、その原因を考える。

#### ①編者の意圖と現状

『文編』の文字域設定法に従えば、大文字域における文字域内小分類の配列は、

i : 「D.T. によって見出し字に比定される字形」を先頭に置き、

ii : 以下、字形が異なるごとに改行しつつ

iii : 「D.T. そのもの」に近い字形から順次遠い字形へと

整然と並べられていくことになる<sup>(19)</sup>。しかし、實際には表1の「配列」欄及び「配列状況」欄から一見して明らかなように、大文字域をなす「水」系諸字の殆どにおいて貫徹されていない。

#### ②混亂の原因

文字域配列の混亂の原因もまた、編輯方針に起因する必然的なもの(a)と編輯作業上の疎漏によるもの(b)の二種に大別できよう。

aに該當するものの中には、前述のD.T.とM.C.T.の併用問題も含まれるが、再説しない。配列の混亂に最も大きく関わるのは、「配列に対する意識はあるものの、その低さ」と言えよう。上述の文字域設定法は、『文編』の「編輯凡例」及び各文字域の現状から歸納したものである。歸納が可能であったことそれ自體、編者が何らかの意圖的な配列を志向していたことを示している。『文編』に先行する甲骨文字字形表である『舊文編』・『續文編』の二書は、字例を出典著録の卷葉順に配列している。そこには、字形表としての必要に照らした字例配列という意識は全く読み取れない。『文編』における「配列意識の存在」は、前二書に比してその編輯方針が進歩していることを示すものと言えよう。

しかし問題は、その意識がまだ十分高まっていなかったことにある。その結果、大まかに見れば一定の配列が意識されているものの決して厳格に貫徹されているものではない、というレベルに止まっており、「るべき字形表」における配列としては甚だ不十分である。恐らく「一應の配列方針は定めるが、必要があれば逸脱してもさして問題ではない」という程度の意識だったのではなかろうか。

このような配列方針の曖昧さに編輯日程の逼迫が加わると、實際の配列は一氣に混亂の度を増したに違いない。bに該當する混亂のかなりの部分は、こうして生まれたものと想定される。

大規模で網羅的な書物の編纂に当たっては、作業過程で往々にして種々の混亂を生じやすいものであるが、こと『文編』のそれはとりわけ深刻である。中でも『文編』の附録下は、象徴的な存在である。『文編』は、正編・合文編・附録上・附録下の四部よりなる。この内、附録下は「校改によって正編並びに附録上編より除外された文字および定稿後に追加された

文字」を収めたものとされる<sup>(20)</sup>。「編輯上の混亂の集積所」とも言うべき附録下に収められている文字域數は736に上り、『文編』の総文字域數5044の實に15パーセント餘を占めている。

「定稿後に追加された」資料群として最大のものは、恐らく『京都大學人文科學研究所藏甲骨文字』<sup>(21)</sup>であろう。この大部の著録から『文編』は736個の字例を採取しているが、その約1/4がいわば「行き所無く」附録下に収められている。『文編』編者の苦惱たるや推して知るべしと言えよう。

しかし、問題は寧ろ「行き所を得て」しまった字例において、より深刻である。

正編・合文編・附録上の三部に、然るべき行き場所すなわち相應しい文字域を得られた字例は、急遽追記されることになる。『文編』は収載文字の性格上活版印刷になじまないため、手書き原稿を直撮りして版下にしていたと思われる。恐らく、ほぼ完成していた手書き原稿に、新たに500字を超える字例が追加されることになったのであろう。『文編』の編輯方針を遵守しつつ追加のためのスペースを確保しようとすれば、手書き原稿を切り貼りすることになる。しかし編輯の最終局面にあっては、これを完全に實行する時間的餘裕は無かつたに違いない。勢い追加字例の多くは、當該文字域内の空きスペースに放り込まれることになる。「空きスペース」が存在しうるのは、各文字域の最終行並びに各文字域内小分類の最終行において他にない。その結果少なからぬ大文字域において、當初は編輯方針に従って「字形ごとに文字域内小分類が立てられ、かつ文字域内小分類ごとに改行」されていたものが、行末の空きスペースに「大文字域レベルでは相應しいが文字域内小分類レベルでは不適切な字例」を追加されることになる。その結果「文字域内小分類の配列方法」は勿論、時には「文字域内小分類の設定方法」においてさえも、『文編』の編輯方針を逸脱することになってしまうという現象を引き起こしたと考えられる<sup>(22)</sup>。

「飛び込みの新資料を加えること」と「字形表としての統一性を保持すること」との二者擇一を迫られた場合、配列方針が堅固なものであれば、間違いなく統一性が優先されていたであろう。先に推測した、『文編』編者による配列方針への姿勢を裏付ける對應と言えよう。

## おわりに

以上、主として大文字域を対象とし「水」系諸字を例として、『文編』の文字域が抱える問題を検討してきた。問題の原因は、編輯方針に起因する必然的なものと編輯作業上の疎漏によるものに大別されるが、實際の局面では兩者が複雑に絡み合っている。

このうち編輯作業上の疎漏による混亂は、作業精度を高めることで（少なくとも理屈の上では）解決可能である。問題は編輯方針に起因する混亂、就中「字形表機能と釋讀書機能の混淆」にかかる混亂である。これは、『文編』の方針を踏襲する限り作業精度に拘わらず不可避の問題である。

時に字形表としての機能を犠牲にしてまで釋讀機能を付與された『文編』の見出し字が、

當該甲骨文字の字義を正確に傳えているかといえば必ずしもそうではない。もとより D.T. は、當該甲骨文字の字形に基づき、殷代における字義と現行文字の字義との相違を無視して現行文字に比定する、という方法である。比定された現行文字の字義と甲骨文字の字義が整合するケースもありはするが、本來それぞれの間に一致の必然性はないからである<sup>(23)</sup>。

本稿は、『文編』編者の判断に則って論を進めてきた。「水」系の諸字を「狭義の『水』系」・「『林』系」・「『川』系」の三系統に分けて扱ったのも、そのためである。

しかし、『文編』が狭義の「水」系諸字の基本形としている「氵」は、そもそも「水流」の象であり、卜辭中においては「洪水（が起きる）」・「祭祀名」・「川」の意で用いられている。かくして「氵」が構成要素として「川」の表現に用いられることも、ごく自然である。文字域1345（粼）に宛われた「粼」の構成要素としての「氵」は、明らかに「川」の表象である。『文編』は文字域1265（水）と1346（川）で字形を峻別する一方、「氵」を構成要素とする「粼」を M.C.T. を介して「林」系の文字域1345に宛ったが、そのような分類および操作自體に無理がある。要するに『文編』における「水」系諸字の三系統分類は、『文編』がその編輯方針——『説文解字』所収の文字を見出し字とし、D.T. を柱としつつ時に M.C.T. も併用して、當該見出し字に比定される甲骨文字の諸字形を集めて文字域を立てる——に則った結果生じたに過ぎないものである。決して甲骨文字自體の字義を正確に反映したものではない。

言うまでもなく、字形表の文字域は「形」によるまとまりである。「形のまとまり」には「義のまとまり」が對應するが、その「義」とは殷代における「義」であって決して後世における「義」ではない。このような極めて当然の事柄に混亂を生じてしまったのは、『文編』が、字形表でありながら釋讀書としての機能を中途半端に兼ねようとしたことに根本的な原因がある。「るべき字形表」は字形表に徹さなければならない。そのためには見出し字は甲骨文字そのものを以て立てる必要がある。釋讀書としての機能、すなわち各文字域への字義の付與は、別途「字義—字形索引」・「字形—字義索引」を付することで行うべきものである。

## 注

1：既発表の論考は、以下の通りである。

- ① 「甲骨文字における“文字域”的設定——『甲骨文編』の検討を通じて——」『茨城大學人文學部紀要 コミュニケーション學科論集』創刊號・1997年（以下「論考 1」）
- ② 「『甲骨文編』札記」『茨城大學人文學部紀要 コミュニケーション學科論集』第 2 號・1997年（以下「論考 2」）
- ③ 「『甲骨文編』における大文字域の現状」『茨城大學人文學部紀要 コミュニケーション學科論集』第 3 號・1998年（以下「論考 3」）
- ④ 「甲骨文『冫』字諸字形の分析」『茨城大學人文學部紀要 コミュニケーション學科論集』第 4 號・1998年（以下「論考 4」）
- ⑤ 「『甲骨文編』における採字方法の検討」『茨城大學五浦美術文化研究所紀要五浦論叢』第 5 號・

1998年（以下「論考5」）

⑥「『甲骨文字典』における採字方法の検討」『茨城大學人文學部紀要 コミュニケーション學科論集』第5號・1999年（以下「論考6」）

⑦「甲骨文字におけるセリエーション把握」『論集中國古代の文字と文化』編輯委員會編『論集 中國古代の文字と文化』汲古書院・1999年（以下「論考7」）

2：『甲骨文編』の名を冠する書物としては、

①孫海波『甲骨文編』哈佛燕京學社・1934年（以下『舊文編』）

②金祥恆『續甲骨文編』藝文印書館・1959年（以下『續文編』）

③中國社會科學院考古研究所『甲骨文編』中華書局・1965年（以下『文編』）

の三種が存する。本稿で検討対象とするのは専ら③である。

3：論考1

4：論考3

5：同時に、分析の基礎となった「現状表」自體についても、この間の分析の進展に照らすと不十分な部分が出てきた。この點に關しては、稿を改めて對應したい。

6：論考2

7：論考4・5・7

8：論考3より、本稿の記述に不可欠な部分を再録した。

9：D.T. (Direct Transcription) は、當該甲骨文字の字形に基づき、甲骨文字を楷書化する約束に従って比定する方法である。これに対して、後述の M.C.T. (Modern Character Transcription) は、當該甲骨文字の殷代における字義を究明し、それに相當する現行文字に比定する方法である。詳細は論考1・I-3-②および同・注14を参照されたい。

10：詳細は、論考3・表1 凡例を参照されたい。

11：『文編』が、「摹本の作成」や「文字域設定の方針」等において多々問題を有することは、論考1に述べた通りである。「水」系諸字の扱いもまた問題なしとはしないが、本稿ではあくまでも『文編』編者の判断に則って論を進めることとする。

12：董作賓『小屯・殷虛文字乙編』中央研究院歴史語言研究所 1949年（以下『乙』）

13：構成要素として「複數の點」を持つものでも、それが『文編』編者によって「涙」や「汗」、「土粒」や「火の粉」等を表象すると判断されているケースは、對象外とする。

14：商承祚『殷契佚存』金陵大學中國文化研究所 1933年（以下『佚』）

15：『文編』において二本の直線を「水」系諸字に當てているのは、この例のみである。加えて『佚』830の字形はこの例以外には知られておらず、しかも當該片は小片であり當該文字が一字だけ記されているという、全くの孤例である。M.C.T.による比定を行うにも、條件は極めて厳しいと言わざるをえない。

16：文字域1348は、本稿II-1に記した文字域0825と同様の理由で検討対象外とし、表1からも除外した。

17：文字域1349は、「川」系の字形の中に字形變遷の過程で新たに生じた狭義の「水」系の字形が加わったもので、いわゆる「混亂」とは性質が異なる。

18：本稿で指摘した「混亂」は「有意の集合の中の混亂」に止まるが、D.T. と M.C.T. の混用の結果、文字域それ自體が無意味な集合と化してしまうケースさえある。論考1・I-3 參照。

19：仮に『文編』の配列法が完全に實行されたとしても、「るべき甲骨文字字形表」の配列法としてはなお不十分であることは、既に論考1で指摘した通りである。注11同様、ここでも『文編』編者の判断に則って論を進める。

20：『文編』編輯凡例。原文は「校改時從正編和附錄中所抽出來的字以及寫定後所補收的新字，均列入『附錄下』。」である。

21：貝塚茂樹『京都大學人文科學研究所藏甲骨文字』京都大學人文科學研究所 1959年（以下、『京都』）

22：『京都』由來の字例に限らず、『文編』定稿後の字例追加によって生じた混亂の實態は、現状表の「根據」欄が「C」とされる文字域内小分類を追跡することで、相當程度把握できると思われる。この問題は、後日稿を改めて論じたい。

23：注9。